(8)　愛知県の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、操業してはならない。
(9)　三重県尾鷲市三木埼灯台正東の線以北の同県沖合海域においては、操業してはならない。
(10)　三重県尾鷲市三木崎灯台正東の線と三重和歌山両県界南東の線との両線間の海域のうち、最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から十海里以遠二十海里以内の海域においては毎年四月十五日から十月三十一日までの間は、操業してはならない。
(11)　三重和歌山両県界南東の線以南の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、操業してはならない。
(12)　北緯二十度二十一秒以南の海域においては、操業してはならない。

（南部太平洋海区）

(1)　愛媛県沖合海域、大分県津久見市沖無垢島東端を通る緯線と次のイからハまでの点を順次に結ぶ線との両線間における大分県沖合海域並びに北緯三十二度四十分十二秒の線以北の海域のうちニからヘまでの点を順次に結ぶ線及びニの点からへの点を見通した線のうちへの点以西の部分以北の高知県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

イ　大分県佐伯市岸埼東端
ロ　イの点南東の線と大分県佐伯市深島灯台からハの点に至る線との交点
ハ　大分県佐伯市鶴御埼突端から愛媛県南宇和郡愛南町横島南西端に至る線の中心点及びイの点から同町高茂埼突端に至る線の中心点を通る線とニの点及び高知県宿毛市鵜来島北西端から同町鼻面埼突端に至る線の中心点を通る線との交点
ニ　高知県宿毛市大藤島頂上
ホ　ニの点から高知県宿毛市鵜来島南東端を通る線と同市姫島北端からイの点に至る線との交点
ヘ　ニの点から高知県宿毛市鵜来島北西端を通る線とホの点からイの点に至る線との交点

(2)　愛媛県沖合海域、大分県津久見市沖無垢島東端を通る緯線以南の大分県沖合海域及び宮崎県東臼杵郡門川町イクイ碆百二十五度の線以北の宮崎県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。
(3)　宮崎県沖合海域のうち水深四十五メートル以浅の海域においては、操業してはならない。
(4)　愛媛県沖合海域及び大分県津久見市沖無垢島東端を通る緯線以南の大分県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

（北部日本海海区）

(1)　秋田県、山形県、新潟県及び北海道沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。
(2)　北海道の最大高潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域においては、操業してはならない。
(3)　北海道沖合海域においては、毎年八月一日から翌年四月三十日までの間は、操業してはならない。
(4)　秋田県、山形県及び新潟県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。
(5)　最大高潮時海岸線上青森秋田両県界から同県界正西十五海里の点、秋田県能代市米代川川口中央正西十四海里の点及び同県男鹿市入道埼灯台正西四海里の点を経て同灯台に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、操業してはならない。
(6)　秋田県男鹿市入道埼灯台正西の線と同市塩瀬埼突端正南の線との両線間の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の海域においては、操業してはならない。
(7)　秋田県の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域のうち同県男鹿市塩瀬埼突端と同突端正南十海里の点を結ぶ線と山形県飽海郡遊佐町羽後三埼灯台から同県酒田市飛島北端に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。
(8)　山形県及び新潟県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。
(9)　山形県（酒田市飛島を除く。）の最大高潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域においては、操業してはならない。
(10)　新潟県佐渡市弾埼灯台正東の線以南、同市姫埼灯台北東の線以北の同市佐渡島の最大高潮時海岸線から沖合七海里以内の海域においては毎年六月一日から七月三十一日まで及び十一月一日から十二月三十一日までの間、弾埼灯台正北の線以東、姫埼灯台正東の線以北の佐渡島の最大高潮時海岸線から沖合七海里以内の海域においては毎年一月一日から二月末日までの間は、操業してはならない。
(11)　新潟富山両県界正北の線以東の新潟県（佐渡市佐渡島及び岩船郡粟島浦村粟島を除く。）の最大高潮時海岸線から沖合七海里以内の海域においては、操業してはならない。
(12)　秋田県、山形県、新潟県及び石川県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。
(13)　石川県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。
(14)　次の各点を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

イ　石川県珠洲市禄剛埼灯台
ロ　イの点正北三海里の点
ハ　石川県珠洲市長手埼灯台正東三・八海里の点
ニ　ハの点から富山県射水市伏木東防波堤灯台に至る線と石川県鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台から富山県下新川郡朝日町宮崎鼻突端に至る線との交点
ホ　富山県下新川郡朝日町宮崎鼻突端

(15)　石川県沖合海域においては、毎年七月十六日から八月十五日まで及び十二月一日から翌年一月三十一日までの間並びに毎年二月一日から七月十五日まで及び八月十六日から十一月三十日までの間における日出から日没までの間は、操業してはならない。

（中部日本海海区）

石川県嫁礁灯標から一・五海里以内の海域においては、操業してはならない。

（西部日本海海区）

(1)　最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以東の海域においては、操業してはならない。
(2)　山口県の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合十海里以遠十二海里以内の海域においては毎年五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日までの間は、操業してはならない。
(3)　長崎県対馬市対馬の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合十海里以遠十二海里以内の海域においては毎年十月一日から翌年二月末日までの間は、操業してはならない。

（九州西部海区）

(1)　長崎県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。
(2)　熊本県沖合海域及び鹿児島県南さつま市薩摩野間岬灯台から同市鮫島頂上を通る線以北の鹿児島県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。
(3)　鹿児島県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。
(4)　最大高潮時海岸線上鹿児島県肝属郡肝付南大隅両町界から同町界正南六千メートルの点及び同県指宿市開聞岳頂上から同郡南大隅町佐多岬灯台を通る線上同灯台から六千メートルの点を経て同灯台に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域並びに同灯台を中心とする半径六千メートルの円弧により囲まれた海域のうち同開聞岳頂上から同灯台を通る線と同灯台から同県南さつま市坊ノ岬灯台に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。
(5)　鹿児島県種子島北端から同島南端、同県熊毛郡屋久島南端、同島西端、同郡口永良部島メガ埼突端、同島西端及び同県西之表市馬毛島北端を経て種子島北端に至る線により囲まれた海域においては、毎年四月一日から七月三十一日までの間は、操業してはならない。